

ひと目で
分かる

民法改正の重要事

ここでは、金融機関の行職員として押さえておきたい、民法の主な改正事項を取り上げます。各改正事項について、どのような規定がなされているか、どのような金融業務にどう影響するのかを把握しましょう。
(監修●鈴木 俊 弁護士法人クレア法律事務所・弁護士)

改正事項①

定型約款

(14~17ページ参照)
(30~32ページ参照)

●押さえておくべき改正点●

- *民法で初めて約款に関する規定がなされた。規定された内容は、以下のとおり
- ・定型約款とは何か
- ・定型約款を相手方が合意したとみなされる条件
- ・定型約款の表示方法
- ・定型約款の変更ルールと変更内容が合意されたとみなされる条件

●考えられる金融業務への影響●

- ・預金規定や振込規定、当座勘定規定などの定型約款が変更される可能性がある(お客様にとって不利と思われるような約款は見直されることも考えられる)
- ・普通預金や当座預金などの口座を開設する際の、定型約款の表示の仕方についてルールが策定あるいは変更される可能性もある



改正事項②

債務保証

(18~21ページ参照)

●押さえておくべき改正点●

- *保証人の保護の観点から規制が強化。以下の点に注意が必要
- ・事業のために借り入れる主債務の個人保証について、保証契約にあたって公正証書の作成が必要になる(法人融資でその理事・取締役・執行役や、個人事業主への融資でその共同経営者・事業に従事する配偶者などが保証人となる場合、公正証書は不要)
- ・主債務者による保証人に対する情報提供を義務化
- ・保証人の求めによる情報提供を金融機関(債権者)に義務化
- ・主債務者の期限の利益喪失時における保証人への情報提供(通知)を金融機関(債権者)に義務化

●考えられる金融業務への影響●

- ・保証契約の締結時に行わなければならない手続きが追加されると考えられる
- ・公正証書の作成や情報提供の方法などについて、各金融機関で新たなルールが策定される見込み

債権と金融業務への影響

改正事項③

連帯債務

(22~23ページ参照)

●押さえておくべき改正点●

- *連帯債務について、絶対的効力(請求、更改、相殺、免除、混同、時効)が認められているものが相対的効力に変更

●考えられる金融業務への影響●

- ・連帯債務の改定は連帯保証に準用されるため、連帯保証の効力も変わる
- ・実務上、例えばこれまで連帯保証人への請求だけで済んでいたものが、主債務者と連帯保証人の両方に請求する必要が出てくることも



改正事項④

債務引受

(24~25ページ参照)

●押さえておくべき改正点●

- *慣例で行われてきた債務引受を明文化。次の2点がポイントとなる
- ・「併存的債務引受」「免責的債務引受」の2種類を定義づけ
- ・上記2種類について、契約のルールを規定

●考えられる金融業務への影響●

- ・債務引受の取扱方法は現状では一定の枠組みがあるものの、案件によって取扱いが異なることがあった。民法で規定されることで、ルールが統一化される
- ・これにより、金融機関でもよりスムーズな実務が可能になる



〈そのほかの改正事項〉

改正事項(掲載ページ)	概要	影響を受ける金融業務
消費貸借 (26~29ページ参照)	金銭等の引渡しが必要な「要物契約」だったが、金銭等の引渡しが必要な「諾成契約」も認められるようになる	融資契約
消滅時効 (26~29ページ参照)	複数ある消滅時効(債権・債務の権利がなくなる期限)が統一。銀行と信用金庫といった業態間の差がなくなる	預金債務や貸金債権の取扱い
法定利率 (26~29ページ参照)	法律で認められた利率のこと。利率が年5%から3%に、固定から変動に変わる	損害賠償請求時の遅延利息の計算
将来債権譲渡	現時点では発生していないが将来発生する債権のこと。これまで判例で認められてきたものが明文化された	融資手法(例えば賃料債権などの将来債権を担保にした融資に影響。企業の資金調達手法が拡大する可能性も)